

2025 年度 三重県社会人サッカーリーグ実施要項

1. 本リーグは、1 部リーグ 8 チーム、2 部リーグ 8 チーム、3 部リーグ 5 チームにより構成し、試合形式は以下による。
 - 1 部リーグ 2 回戦総当たり
 - 2 部リーグ 前期：1 回戦総当たり
後期：前期順位による上位・下位別 1 回戦総当たり
上位リーグ：前期 1～4 位チーム参加
下位リーグ：前期 5～8 位チーム参加
 - 3 部リーグ 2 回戦総当たり
2. リーグ戦の試合時間は以下のとおりとし、延長戦及び PK 戦は行わない。
ハーフタイムのインターバルは 15 分間とする。
 - 1 部リーグ 90 分
 - 2 部リーグ 80 分
 - 3 部リーグ 70 分
3. リーグ順位は下記の順序により決定する。
 - ① 勝点合計（勝ち 3 点、引分け 1 点、負け 0 点）
 - ② 得失点差（総得点－総失点）
 - ③ 総得点
 - ④ 当該チームの勝敗。
 - ⑤ 勝率（総勝数÷総試合）。
 - ⑥ 上記でも順位が同一であり、昇格降格等で順位付けが必要な場合は抽選を行う。
4. 試合時の選手・役員のエントリー、選手交代・エントリー後の変更
 - ① ベンチに入ることができる人数は、交代選手 7 名、役員 6 名の計 13 名までとする。役員については、事前に登録されている者に限る。
 - ② 選手の交代は、試合前にあらかじめ登録された 7 名中 5 名までとする。
 - ③ 脳震盪の疑いがある場合の出場可否判断は自チーム（責任者）判断とする。
※脳震盪でプレー続行が不可となった場合のみ 1 名の交代を許可し、その場合相手チームへの通知も同時に行い、相手チームも 1 名追加交代できる。
既に規定の交代回数を使用している場合に於いても交代可能とする。
但し、当該試合に登録され出場していない選手に限る。
なお、同チームで 2 人目が脳震盪となった場合の交代は認めない。
 - ④ 試合中の交代は各チーム最大 3 回とする。
加えて、ハーフタイム時にも交代することができる。

⑤ エントリー後の選手・役員の変更

- エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手及び役員の変更は、練習中の負傷または急病等やむを得ない事情があり、かつ、主審の承認を得た場合に限り認められる。
- 前項に定める変更が承認された場合、当該チームは、相手チーム等へ速やかに連絡しなければならない。

5. 試合開始時刻より 15 分経過しても、競技者数が競技規則に満たないチームは、棄権と見なし、0-3 の敗戦扱いとする。リーグ日程の変更、試合会場・キックオフ時間の変更

6. マッチコミッショナーの設置運用

- マッチミーティングは 1 部リーグのみ。
- マッチミーティングは 70 分前に行う。
- マッチが不在時の場合は審判団及び当該チームで行う。
- 日程変更については原則認めない。
- 試合会場の変更およびキックオフ時間の変更については、3 週間前までに同一リーグ所属のすべてのチームとリーグ運営委員会に連絡し承認を得ること

7. 天変地異、その他（天候不良：雷など）の理由により試合が開始できない、または試合を中断された場合は 30 分を限度に待機し、試合の開始・再開または中止を主審が決定する。主審が試合を中断した場合は、マッチコミッショナー及びホームチーム運営責任者は試合を再開できるよう最善の努力をする。（2 部、3 部はマッチコミッショナー不在のため、ホームチーム運営責任者は試合を再開できるように最善の努力をする）

中断から 30 分を過ぎて開始または再開の判断ができない場合は、当該試合は中止とするが、中断が前半終了までの場合は再試合、後半が開始されていれば試合成立（中断した時点のスコア）とする。中断解除から試合再開までのインターバルは 20 分以内とする。

但し、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナー及びホームチーム運営責任者が協議のうえ決定する。（2 部、3 部はマッチコミッショナー不在のため、ホームチーム運営責任者が協議のうえ決定する）

8. リーグ開催最終期日について

- 1 部リーグ 開催最終日（東海社会人トーナメントの 2 週間前） : 11 月中旬
- 2 部・3 部リーグ 開催最終日 : 12 月中旬

9. 感染症拡大によるリーグへの影響については、行政機関、JFA の指示に従う事とし、実施内容については運営委員会で協議する。
10. リーグ戦の成立・不成立
- ① 試合消化率が予定試合数の 50%以上（以下参照）にてリーグ戦の成立とみなす。
なお、消化試合数が異なるときは、消化日の古い試合を対象にて最少消化試合数にて統一して決定する。
- 1 部リーグは 5 0 % 8 試合以上
 - 2 部リーグは 5 0 % 6 試合以上
 - 3 部リーグは 5 0 % 5 試合以上
- ② 不成立とは上記①の成立条件にならなかった場合とする。
11. 競技規則
- リーグ戦実施年度の公益財団法人日本サッカー協会「サッカー競技規則」による。
12. テクニカルエリアを設置する。
13. 試合当日、(公財)日本サッカー協会 WEB 登録システム KICKOFF から出力された選手証または登録選手一覧表（顔写真が貼付されたもの）を印刷、あるいはスマートフォンや PC などの画面に表示することができるようにしておき、メンバー表提出と同時に提出すること。
14. 選手の用具
- ① 本リーグに事前に登録した正・副 2 組のユニフォーム(シャツ、ショーツ、及びソックス)を試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。
- ② 正・副の 2 色については明確に異なる色とする。
- ③ 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断した時は、両チームの立会のもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。なお、主審は、両チームの各 2 組のユニフォームのうち、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組合せを決定することができる。（1 部リーグはマッチコーディネーションミーティングにて決定する）
- ④ ソックスの上にテープやバンデージを巻く、あるいは、アンクルサポーター等を着用する場合、そのテープ等の色はソックスの色と同系色が望ましいが白色と黒色も可とする。（白、黒は可については、三重県リーグローカルルールである）
- ⑤ ユニフォームの広告掲示については、年度当初チームは必ず本協会を通じ（公財）日本サッカー協会へ登録申請すること。

15. リーグ登録

- ① チーム及び選手の資格は規約第6条の定めのほか、選手の他チームとの二重登録は認めない。
- ② チームの登録選手数の上限は定めない。

16. リーグ戦開始前に選手は（公財）日本サッカー協会に選手登録を行い、承認を受けていること。

17. 選手の登録と移籍に関しては、（公財）日本サッカー協会「サッカー選手の登録と移籍などに関する規則」に則り実施すること。

18. 追加登録選手の試合可能日は、（公財）日本サッカー協会の承認日からとし、9月末日をもって追加登録を締め切りとする。

19. 懲罰

- ① 本大会は、（公財）日本サッカー協会が定める懲罰規定に基づき、本大会に係る懲罰問題を処理するために大会規律委員会を設置する。
 - ② 前項の再委任の範囲は、戒告、譴責および2試合以下の出場停止処分の懲罰に限るものとし、それ以上の重罰となる事象は、本協会規律フェアプレー委員会で裁定する。
 - ③ 大会規律委員会の委員長は1種委員会規律担当部長とし、委員については委員長が決定する。
 - ④ 大会規律委員会の議事は出席者の過半数を持って構成する。
 - ⑤ 退場を命じられた者（監督・選手・役員含）または警告の累積が1部リーグおよび2部リーグは3枚、3部リーグは2枚となった者は次の1試合出場できず、ベンチ入りもできない。
 - ⑥ 退場による出場停止処分の消化は同一大会で消化するものとする。なお、大会終了によって残存した出場停止処分については順次、次の公式戦に適用される。
 - ⑦ 本大会において、他大会等の出場停止処分を当リーグで消化する場合は、処分者本人及びその所属先チームが処分の内容を文書にてリーグ運営委員会に報告する。
- また、その他の規定については（公財）日本サッカー協会の懲罰規定に準ずる。

20. リーグの入れ替えについて

- ① 2025年度1部リーグ年間順位下位2チームは次年度2部に降格する。
- ② 2025年度2部リーグ上位2チームは次年度1部に昇格する。

- ③ 2025 年度 2 部リーグ下位 2 チームは次年度 3 部リーグに降格する。
- ④ 2025 年度 3 部上位 2 チームは次年度 2 部に昇格する。
- ⑤ 東海リーグより降格チームがあった場合は、2026 年度は 1 部に追加加入させる。
- ⑥ 東海リーグへの昇格や退会等によりチーム数に減少が生じた場合でも昇格、降格チーム数の変更はせず、下記基本内容にもとづき翌年度のリーグ戦での昇格チーム数、降格チーム数を決める。

基本内容) 8 チームのリーグの場合：昇格 2 チーム、降格 2 チーム

8 チームより少ないリーグの場合：昇格 2 チーム、降格 1 チーム

8 チームより多いリーグの場合：昇格 2 チーム、降格 3 チーム

- ⑦ リーグ戦が成立しなかった場合、昇降格はなしとする。ただし、東海サッカーリーグへの昇格権利は認める。
- ⑧ これらの処置により、リーグ実施に支障をきたす状況が発生する場合（極端にリーグ内のチーム数が減る場合など）は、影響する各部リーグ運営委員と社会人部委員にて、翌年度以降の体制を決定する。

※リーグ戦が開催できない状況（天災・感染症等）が発生し、リーグ運営に影響を与えると委員長が判断した時には、社会人部委員とリーグ運営委員との会議を開催し対応を決定する。

21. 東海社会人トーナメントへの出場権及びリーグ戦が成立しなかった場合の順位決め（次年度順位付け）

- ① 1 部リーグ年間順位上位 2 チームは、東海社会人トーナメントへの出場権を与える。
- ② 1 部リーグ戦が不成立の場合は、前年度（2024 年度）順位の年間順位上位 2 チームに出場権を与える。
- ③ リーグ戦が不成立の場合の順位決めは、実施した試合の勝ち点で順位を決定する。消化試合数に差異が生じていたとしても調整は行わない。

22. リーグ運営委員会および 1 種委員会社会人部役員会で決定できない事項については（一社）三重県サッカー協会にその裁定を仰ぎ、その決定に従う。

23. また、試合中及び試合後に、審判員の判定への異議を示すことは認められないが、判定に関して重大な疑義がある場合は、試合終了後 3 日以内（必着）に文書を本協会 1 種委員長宛提出すること。ただし、プレーに関する事実についての主審の決定は最終であり、判定が変更されることはないことを了知すること。（競技規則第 5 条）。

注)

- ・文書はチーム代表者名で、宛先は 1 種委員長とすること。
- ・文書の末尾に文責者のサインと、住所、連絡先電話番号などを記載すること。

- ・1種委員長は必要に応じて参考となる映像媒体等を要求することができる。

24.暴言、暴力の根絶

試合前のマッチミーティングで必ず伝える。試合前にも担当審判は伝える。

25.シニアリーグに出場している選手と一種の登録を同時に認める。(三重県リーグローカルルール：社会人部への手続きは必要)